

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社 antz（以下「甲」という。）と従業員代表 構野 勇太（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日付職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の特別集計による求人賃金」（厚生労働省）より別表1に記載した職種とする。
- (二) 別表1に記載する職種のうち、31「事務用機器操作の職業」については、作業内容が多岐に渡り複数の業務に従事する可能性を踏まえ、中分類を使用することとする。
- (三) 通勤手当については、基本給とは分離して支給するものとし、第6条のとおりとする。
- (四) 地域調整については、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の複数の就業地へ派遣就業を行うことから、通達別添3に定める指標のうち、公共職業安定所管轄地域の指標を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：5年

Cランク：3年

Dランク：2年

Eランク：1年

Fランク：0年

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上、または能力が業務に追い付かないと認められた場合に、基本給額の1~3%の範囲で基本給の昇給・降給、能力手当の加増減を行うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 通勤手当は公共交通機関を使用するものに対し月の定期代を実費支給とする。ただし、派遣先の変更の頻度が高い事や所定労働日数が少なく月の交通費と月額定期代との差異が大きい対象従業員については、時間当たり一般通勤手当71円相当の交通費を支給するものとする。また、通勤の距離（一般に利用しうる最短の経路の長さ）が片道で2km未満であるものについては実費交通費はかかるないものとし、交通費の支給を行わないものとする。ただし、公共交通機関等利用しなければ通勤することが困難である従業員は除く。

第7条 対象従業員に対して、別表3の一般基本給・賞与等の額の5%を前払い退職金相当として時給に乗せて支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賃金の決定については、半期ごとに勤務評価を行いその評価結果に基づき、第4条第2項の昇給及び降給の範囲を決定する。勤務評価についてはantz就業規則の規定を準用する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、antz 就業規則の規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップに資する教育訓練」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和5年3月27日

甲 株式会社 antz
代表取締役

長尾 康裕



乙 労働者の過半数を超える代表者

構野 勇太

